ヌ	原子炉の運転等のための施設（イからリまでに掲げるものを除く。）	原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。

チ	原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（イからトまでに掲げるものを除く。）	原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

告示

○法務省告示第三百六十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月一日

法務大臣　金田　勝年

本則第一号中「別表第一、別表第二及び別表第四」を「別表第一から別表第三まで」に改め、本則第三号中「別表第二及び別表第三」を「別表第二」に改め、本則第四号中「別表第五」を「別表第四」に改める。

別表第一を次のように改める。

一

名称	所在地
旭川福祉専門学校	北海道
インターナショナルアカデミー	北海道
北海道ハイテクノロジー専門学校	北海道
環球日本語学習院・日本語課程	宮城県
仙台ランゲージスクール日本語科	宮城県
未来の杜学園日本語科	宮城県
国際アート&デザイン専門学校日本語科	福島県
大洗国際交流アカデミー	茨城県
水戸国際日本語学校	茨城県
栃木国際教育学院	栃木県
ＮＩＰＰＯＮ語学院	群馬県
ＮＩＰＰＯＮ文化学院	群馬県
Ｆｕｊｉ　Ｌａｎｇｕａｇｅ　Ｓｃｈｏｏｌ	群馬県
浦和国際学院浦和校	埼玉県
浦和国際学院埼玉校	埼玉県
永興日本語学園	埼玉県
王子国際語学院	埼玉県
学校法人三井学園武蔵浦和日本語学院・日本語進学課程	埼玉県
国際情報経済専門学校日本語本科	埼玉県
埼玉日本語学校	埼玉県
東京アジア学友会	埼玉県
東京国際学園日本語学校	埼玉県
東京日語学院	埼玉県
若葉国際教育学院	埼玉県
市川日本語学院	千葉県
ウィズドム国際学院	千葉県
亀田医療技術専門学校日本語学科	千葉県
国際トラベル・ホテル・ブライダル専門学校日本語科	千葉県
新富国際語学院	千葉県
中央国際文化学院	千葉県
東京ＪＬＡ外国語学校	千葉県
習志野外語学院	千葉県
成田日本語学校	千葉県
日本語国際学院	千葉県
双葉外語学校	千葉県
松戸国際学院	千葉県